



第 11 回 定 時 株 主 総 会

招 集 ご 通 知

開催日時 2025年3月27日(木曜日)午前10時
受付開始:午前9時30分

開催場所 東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー17階
当社 セミナールーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

議 案 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件

セーフィー株式会社
証券コード: 4375



株主のみなさまへ

平素より格別のご支援並びにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

セーフィーは映像を活用することで、生活者の「第3の眼」として一步先の未来を見据えた意思決定の機会を実現したいという想いを胸に、2014年に創業しました。

セーフィーは「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、家から街まであらゆるシーンの映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援してまいりました。これまでカメラのラインナップ拡充や組織体制の強化に尽力してまいりましたが、今後、より多くのカメラを提供することで膨大なデータ量を蓄積し、各業界課題に向き合いソリューションをたくさん生み出すことによって更なる成長を目指してまいります。

現在、日本では少子高齢化や労働人口の減少が進んでおり、2040年には働き手が現在の80%になると予想されています。この影響を受け、デジタル庁は業務の生産性向上と技術革新を目指して、アナログ規制を見直し、規制緩和を進めています。例えば、建築やインフラ業では、厚生労働省が「目視規制」を見直し、デジタルツールを使った「遠隔巡視」を認めました。セーフィーの屋外向けクラウドカメラやウェアラブルカメラを活用することで、事業者の負担を減らし、安全な「遠隔巡視」が広がることが期待されています。小売業では、これまでの対面接客に代わり、クラウドカメラやAIを使って効率化や生産性向上を可能とした働き方が主流に。データを活用した店舗運営やマーケティングにより、より安心で便利な省人店舗を提供し、利用者満足度を向上させています。

このように2024年はカメラのデバイスラインナップを拡大・深化させていくながら、現場DXを体現するソリューションをたくさん生み出し、顧客の課題解決を探索していくような両利きの経営を実現すべく飛躍の年になりました。少子高齢化・労働人口減少の社会課題を解決するため、生成AIをはじめとするAI技術の社会実装が進み、データとプラットフォームを持つセーフィーにとって、空前のチャンスが到来したと感じています。2024年10月にはNEDOが公募した「データ・生成AIの利活用に係る先進事例に関する調査」において当社の「AIソリューションプラットフォーム事業案」が採択され、創業以来取り組んできた「AIソリューションプラットフォーム」の基盤をさらに加速させるよう踏み出すことができました。

映像から未来をつくる

Create a better future with intelligent vision

セーフィーは、2014年の創業から地道にクラウドカメラの普及を進め、これまでに約30万台を社会実装してきました。この実績があるからこそ、我々のビジョンである『映像から未来をつくる』を体現するための一歩に向けた展開が見えてきたと感じています。

今年度は昨年度の売上成長を上回ることを目指した戦略を基に、今後とも、お客さま、お取引先、社員、株主の皆様などのあらゆるステークホルダーの皆様とますます深い関係性を築いていきます。

本総会においては株主の皆様と丁寧な対話を実践させていただきます。株主の皆様におかれましては、今後もなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長CEO
佐渡島 隆平

セーフィーは日本中、世界中のカメラの映像をクラウド化し、自分のため、社会のために誰もが活用できる

映像プラットフォームを提供します。
カメラをはじめとした、あらゆる映像デバイスとインターネットを繋ぎデータ化することで、ひとりひとりが日々の意思決定をスピーディーかつ効果的に行うことができる。

今いるその場で世界を見渡せる
次の時代をつくります。
セーフィーは
映像、クラウド、そしてAI技術を駆使し、人々の「第3の眼」となることで、自己の理想を追求し、実現できる未来をつくっていきます。



証券コード 4375
2025年3月5日

株 主 各 位

東京都品川区西品川一丁目1番1号
セーフィー株式会社
代表取締役社長 佐渡島 隆平

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://safie.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「セーフィー」又は証券「コード」に「4375」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただくか、議決権行使サイトより議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

1. 日 時
2. 場 所

記
2025年3月27日（木曜日）午前10時
東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー17階 当社セミナールーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

- 第11期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第11期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

第2号議案

4. 招集にあたっての決定事項

下記【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://safie.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- 事業報告「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

当日は、本株主総会終了後、引き続き同会場において株主の皆様との貴重な対話交流の場として、また、当社の事業内容についてのご理解を深めていただくことを目的とした株主懇談会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申しあげます。なお、株主懇談会においてはお食事等のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

【議決権の行使等についてのご案内】

- 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い
議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- 書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。
- インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

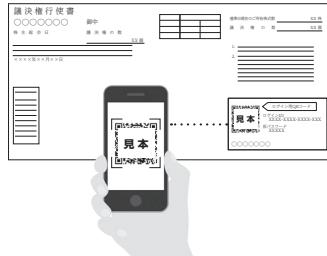
書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



*「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

*操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

さ ど しま りゅう へい
佐渡島 隆平 (1979年10月23日)

所有する当社の株式数 13,806,996株
在任年数 10年5か月
取締役会出席状況 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

1999年12月	Daigakunote.com 創業	2010年10月	モーションポートレート株式会社 入社
2002年4月	ソネット株式会社（現 ソニー・ネットワークコミュニケーションズ 株式会社） 入社	2014年10月	当社設立 代表取締役社長 CEO（現任）

【取締役候補者とした理由】

佐渡島隆平氏は、ソネット株式会社を経て2014年10月に当社を設立し、当社代表取締役として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

2

もり もと
森本 数馬 (1978年7月29日)

所有する当社の株式数 4,134,384株
在任年数 10年5か月
取締役会出席状況 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況】

2001年4月	ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社） 入社	2013年11月	モーションポートレート株式会社 入社
2012年8月	グリー株式会社 入社	2014年10月	当社設立 取締役開発本部長 兼 CTO（現任）

【取締役候補者とした理由】

森本数馬氏は、ソニー株式会社を経て2014年10月に当社を設立し、開発部門を管掌として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

3

ふる た
古田てつ はる
哲晴

(1982年3月27日)

所有する当社の株式数 544,384株
 在任年数 5年5か月
 取締役会出席状況 17/17回

再任

2006年4月 McKinsey&Company Inc. 入社
 2010年11月 株式会社産業革新機構 入社
 2017年3月 当社入社 経営管理本部長

2019年10月 当社取締役経営管理本部長 兼
 CFO (現任)

[取締役候補者とした理由]

古田哲晴氏は、McKinsey&Company Inc.、株式会社産業革新機構を経て2017年3月に当社に入社し、取締役経営管理本部長兼CFOとしてコーポレート部門を管掌し、適切に職務を遂行しております。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

4

いわ た
岩田 彰一郎

(1950年8月14日)

所有する当社の株式数 87,333株
 在任年数 4年7か月
 取締役会出席状況 17/17回

再任

1973年3月 ライオン油脂株式会社 (現 ライ
 オン株式会社) 入社

2020年8月 当社 社外取締役 (現任)
 2021年6月 エステー株式会社 社外取締役
 (現任)

社外

1986年3月 プラス株式会社 入社
 1992年5月 同社 営業本部アスクル事業推進
 室室長

2021年9月 Arithmer株式会社 社外取締役
 (現任)

独立

1997年3月 アスクル株式会社 代表取締役社長
 2000年5月 同社 CEO
 2006年6月 株式会社資生堂 社外取締役
2019年9月 株式会社フォース・マーケティング
 グアンドマネージメント設立 代
 表取締役社長 (現任)

2022年5月 株式会社Hacobu 社外取締役
 (現任)

[選任理由及び期待される役割の概要]

岩田彰一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は事業会社の代表取締役を長年務めたことから、経営に関するについて豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田彰一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岩田彰一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年7ヶ月となります。
4. 当社は、岩田彰一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役各候補者は全て再任の候補者となるため、既に当該保険契約の被保険者に含められており、選任後も引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、岩田彰一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 岩田彰一郎氏が社外取締役として在任しておりますエステー株式会社は、2024年4月25日、消費者庁から不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令を受けました。同氏は、本違反行為が判明するまでその事實を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において、内部統制システムの構築・運用の検証を行い、さらに法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。本違反行為の事實確認後は、法令遵守の徹底、再発防止に向けた取組に対して提言を行うなどその職責を果たしております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

なか
じま
さや
か
中島 早香

(1982年1月21日)

所有する当社の株式数 0株
在任年数 5年2か月
監査役会出席状況 14/14回

[略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況]

再任

2006年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あ
ずさ監査法人）入所

2020年1月
2022年11月

当社 常勤社外監査役（現任）
レンティオ株式会社 社外監査役
(現任)

社外

2010年7月 公認会計士 登録

2017年12月 株式会社イグニス 社外取締役
(監査等委員)

独立

[社外監査役候補者とした理由]

中島早香氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、常勤での監査等委員としての経験もあることから、それらの知識経験に基づき、当社の監査役として監査を行っております。今後とも当社の成長・価値向上に貢献することが期待できることから、引き続き社外監査役候補者としました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、その高い見識や豊富な経験に基づき、中立的且つ客観的な立場から発言をし、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。

候補者番号

2

くどうかつみ
工藤 克己

(1958年6月18日)

所有する当社の株式数 0株
在任年数 6年
監査役会出席状況 14/14回

再任

[略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況]

1981年4月 ソニー電子株式会社（現 ソニー

グローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社）

入社

1994年11月 ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）出向

2001年11月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社（現 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）入社

2012年10月 同社 執行役員

2013年12月 同社 取締役執行役員

2015年6月 同社 取締役執行役員常務

2016年4月 同社 取締役執行役員SVP

2019年3月 当社 社外監査役（現任）

2021年2月 株式会社 AIR-U 社外監査役（現任）

社外

独立

[社外監査役候補者とした理由]

工藤克己氏は、事業会社の取締役等を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。その知識経験に基づき、当社の監査役として監査を行っております。今後とも当社の成長・価値向上に貢献することができるから、引き続き監査役候補者としました。

候補者番号

3

おかだあつし
岡田 淳

(1979年3月11日)

所有する当社の株式数 0株

在任年数 4年11か月

監査役会出席状況 14/14回

再任

[略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況]

2002年10月 弁護士登録
森総合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）
入所

2008年1月 ニューヨーク州 弁護士登録

2012年1月 森・濱田松本法律事務所（現
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業）パートナー（現任）2016年11月 ワンダープラネット株式会社 社
外監査役（現任）

2020年4月 当社 社外監査役（現任）

社外

[社外監査役候補者とした理由]

岡田淳氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験と知見を有しております。その知識経験に基づき、当社の監査役として監査をおこなっております。今後とも当社の成長・価値向上に貢献することができるから、引き続き監査役候補者としました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、その高い見識や豊富な経験に基づき、中立的且つ客観的な立場から発言をし、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は中島早香氏及び工藤克己氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。なお、岡田淳氏も東京証券取引所が定める独立性要件は満たしておりますが、所属する森・濱田松本法律事務所外国法共同事業の方針により、独立役員として指定しないことを選択しております。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第423条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。監査役各候補者は全て再任の候補者となるため、既に当該保険契約の被保険者に含められており、選任後も引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、家から街まであらゆるシーンの映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援するクラウド録画型映像プラットフォーム「Safie（セーフィー）」を開発・運営しております。「Safie」は高画質・安価・安全で、誰でも簡単にスマートフォンやパソコンで使える防犯カメラサービスとして、小売・飲食・サービス・建設・物流・製造・インフラ・公共・医療などの幅広い業界で活用いただいております。

当連結会計年度においても、近年高まる防犯カメラとしての用途にとどまらず、遠隔での状況確認や業務ツールとの連携による業務効率化、AIを活用した映像解析による異常検知・予測などのニーズが急速に拡大しており、社会的な課題を解決できるソリューションの開発、提供を進めております。

現在、日本が抱える少子高齢化・労働人口減少の問題は地方でも都市部でも顕在化しており、2040年には働き手が現在の8割になるという「8掛け社会」が到来する（注1）と推定され、人々の生活に多大なる影響を及ぼすと考えられています。このような労働力不足に備え、デジタル庁は業務の生産性を高め技術革新を促進することを目的に、デジタル技術の活用・業務効率化を妨げる「アナログ規制」を見直す方針を公表しており、規制の緩和・撤廃が進んでいます。建築・住宅・インフラ業では、2024年6月に厚生労働省が「目視規制」について、デジタルツールを活用した「遠隔巡視」を可能とする旨の通知を行いました。そのような中、セーフィーの屋外向けクラウドカメラやウェアラブルクラウドカメラを活用することで、事業者の負担を軽減し、かつ安全性を確保する「遠隔巡視」の広がりが期待されています。また、小売業では、これまで人による対面接客を基本としてきた中、クラウドカメラやAIソリューションを活用することで、店舗運営の効率化や生産性向上を可能にし、データを基にした店舗マーケティング施策の実施によるデータドリブンな運営が進みます。これにより、利用者にとってもより安心で利便性の高い省人店舗を提供し、満足度向上に寄与することができます。

さらに、少子高齢化・労働人口減少の社会課題を解決するため、生成AIをはじめとするAI技術の社会実装に期待が集まっています。2024年10月には国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公募した「データ・生成AIの利活用に係る先進事例に関する調査」において当社の「AIソリューションプラットフォーム事業案」が採択されました。この機会を通じて、より迅速かつ容易に個別最適化したAIを生み出すことのできるプラットフォー

ム構築を強化し、映像データとAI活用により、あらゆる業界の「現場DX」推進に邁進してまいります。

当社グループKPIであるARRは2024年12月末時点で11,937百万円（2023年12月末比27.4%増、注2）、課金カメラ台数は29.3万台（2023年12月末比25.2%増、注3）になりました。カメラ等の機器販売や設置作業費などが含まれるスポット収益は4,558百万円となり、クラウド録画サービス、一部のカメラのレンタルサービスや、LTE通信費、画像解析サービス等を含むリカーリング収益は10,491百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高15,049,858千円（前連結会計年度比27.4%増）、営業損失580,565千円（前連結会計年度は1,091,510千円の営業損失）、経常損失623,592千円（前連結会計年度は1,110,518千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失1,552,485千円（前連結会計年度は1,438,686千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

なお、当社グループは、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- (注) 1. 出典元：リクルートワークス研究所：「未来予測2040 労働供給制約社会がやってくる」
- 2. ARR : Annual Recurring Revenue。対象月の月末時点のMRR (Monthly Recurring Revenue) を12倍して算出。MRRは対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額（販売代理店経由の売上を含む）。
- 3. 課金カメラ台数は、各四半期に販売したカメラ台数ではなく、各四半期末時点で稼働・課金しているカメラ台数。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は47,685千円であり、主な内容は関西支店オフィスにおける内装工事21,284千円、什器等の取得2,111千円、大崎オフィスの什器等の取得24,063千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第8期 (2021年12月期)	第9期 (2022年12月期)	第10期 (2023年12月期)	第11期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	—	9,252,550	11,817,209	15,049,858
経常損失(△)(千円)	—	△ 1,298,701	△ 1,110,518	△ 623,592
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	—	△ 1,434,321	△ 1,438,686	△ 1,552,485
1株当たり当期純損失(△)(円)	—	△ 27.05	△ 26.34	△ 28.07
総資産(千円)	—	12,725,542	11,701,532	11,024,087
純資産(千円)	—	11,241,467	10,016,941	8,569,167
1株当たり純資産(円)	—	208.56	181.26	153.97

(注) 第9期より連結計算書類を作成しておりますので、第8期の各数値は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第8期 (2021年12月期)	第9期 (2022年12月期)	第10期 (2023年12月期)	第11期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	8,456,884	9,252,550	11,817,209	15,024,401
経常損失(△)(千円)	△ 153,815	△ 1,290,865	△ 1,072,327	△ 527,917
当期純損失(△)(千円)	△ 173,981	△ 1,426,396	△ 1,400,315	△ 1,462,283
1株当たり当期純損失(△)(円)	△ 3.69	△ 26.90	△ 25.63	△ 26.44
総資産(千円)	13,721,304	12,733,378	11,747,649	11,104,296
純資産(千円)	12,531,283	11,249,393	10,063,237	8,676,340
1株当たり純資産(円)	240.22	208.71	182.09	156.30

(注) 当社は、2021年6月4日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首より当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算出しております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況 (2024年12月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
セーフィー ベンチャーズ 株式会社	東京都 品川区	50	スタートアップ 企業を中心に、 広く先進的IT・ サービス企業への 投資	100	役員の兼任あり 資金援助あり 管理業務の受託
Kix株式会社	東京都 品川区	50	システム開発、 DXコンサルテイ ング	70	当社商品を提供 管理業務の受託
SAFIE VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	53	ベトナムにおけ る販売活動	100	役員の兼任あり 当社商品を提供

- (注) 1. 2024年1月5日にKix株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。
 2. 2024年1月19日にSAFIE VIETNAM CO., LTD.を設立し、同社を連結子会社といたしました。

② 重要な関連会社の状況

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
MUSVI株式会社	東京都品川区	225	実空間接続プラットフォームの開発・企画・運営・テレプレゼンスシステムの販売・リース及びコンサルティング	20	サービスの一部を当社に提供 役員の兼任あり

(4) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、対処すべき主な課題は以下のとおりとなります。

① 優秀な人材の採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経験を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や企画開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。特に経営戦略の実現の中で、業界毎の顧客ニーズを正確に把握し、業界別のソリューションを開発していくことが重要と考えております。顧客ニーズを適切に把握できる営業や企画開発の人員を強化していくことが必要であります。当社グループのミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

② 情報管理体制の継続的な強化

当社グループは多くの個人情報を扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。当社グループの経営方針に従って、映像から未来をつくるために、当社グループは膨大な顧客の映像データを管理することになり、プラットフォーマーとしての健全性を強く求められると認識しております。当社グループで取り扱う映像データは個人が特定できる鮮明な画像であることが多く、原則として個人情報に該当するため、現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社外有識者とのデータガバナンスに関する会議を定期的に実施し、社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

③ 技術力の強化と追加サービスの展開

大量の映像データの処理及び解析に係る技術力は当社グループの競争力の源泉であり、事業の成長を支える基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えております。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。また、映像プラットフォームとしての価値向上のために、自社サービスの追加開発や、他社のソリューションが提供しやすい仕組みを継続的に開発し続けてまいります。

④ 利益及びキャッシュ・フローの創出（収益化）

当社グループは、事業拡大を目指し、開発投資や販売促進活動等に積極的に投資を進めており、2024年12月期は営業損失を計上しております。当社グループの収益の中心は、サブスクリプション方式でお客様に提供しており、継続して利用されることで収益が積みあがるストック型の収益モデルになります。一方で開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、中長期的なキャッシュ・フロー、利益の最大化のために短期的には赤字が先行することが一般的です。当社グループでは事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積みあがることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下し、将来的には持続的にキャッシュ・フロー、利益を創出できる体質に改善すると見込んでおります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業区分	事業内容
映像プラットフォーム事業	クラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」の開発・運営及び関連サービスの提供

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

本社	東京都品川区
関西支店	大阪府大阪市

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人數	前連結会計年度末比増減
470 (11)名	42名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
466 (11)名	38名増 (1名減)	35.2歳	2.6年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	2百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 180,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 55,449,850株
- (3) 株主数 7,301名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐 渡 島 隆 平	13,806千株	24.91%
下 崎 守 朗	5,520	9.96
ソニーネットワークコミュニケーションズ 株 式 会 社	4,640	8.37
森 本 数 馬	4,134	7.46
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,826	5.10
オ リ ツ ク ス 株 式 会 社	2,600	4.69
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	2,600	4.69
関 西 電 力 株 式 会 社	1,920	3.46
G I C P R I V A T E L I M I T E D - C	858	1.55
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 1 2	823	1.49

(注) 持株比率は発行済株式の総数より自己株式数（19,807株）を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く）3名に対して普通株式20,536株、社外取締役1名に対し普通株式4,739株を譲渡制限付株式の付与のため、2024年4月12日付で交付いたしました。

（6）その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数

1. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は130,000株増加しております。
2. 譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は63,155株増加しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐渡島隆平	CEO
取締役	森本数馬	開発本部長兼CTO
取締役	古田哲晴	経営管理本部長兼CFO
取締役	岩田彰一郎	株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメント 代表取締役社長 エステー株式会社 社外取締役 Arithmer株式会社 社外取締役 株式会社Hacobu 社外取締役
常勤監査役	中島早香	レンティオ株式会社 社外監査役
監査役	工藤克己	株式会社AIR-U 社外監査役
監査役	岡田淳	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 パートナー ワンダープラネット株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役岩田彰一郎氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役中島早香氏、監査役工藤克己氏及び監査役岡田淳氏は、社外監査役であります。

3. 常勤監査役中島早香氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、常勤での監査等委員としての経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

4. 監査役工藤克己氏は、事業会社の取締役等を長年務めしたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

5. 監査役岡田淳氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

6. 社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

7. 当社は、社外取締役岩田彰一郎氏、社外監査役中島早香氏および社外監査役工藤克己氏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予め決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

1) 報酬の体系

当社の取締役（社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とする。

2) 報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社の中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目指とする。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社の業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材及び当社の中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社の中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目指とする。

2. 金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の金銭による基本報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給する。

3. 非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容及び額若しくは数並びに算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与することを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後に速やかに）、株主総会において金銭による基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬を支給する。譲渡制限付株式報酬の支給額については、基本報酬と比較して過大にならない範囲で、個別の取締役の職責、業績等を総合的に考慮して決定する。

4. 金銭による固定報酬である基本報酬の額及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、当社の企業価値の継続的な向上への適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

5. 取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において本決定方針に従い業績の状況、経営環境等を勘案し、独立社外取締役、代表取締役、社外有識者の3名からなる報酬諮問委員会で検討し作成した報酬案について、取締役会において妥当性について審議した上で決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	66,109 (8,999)	50,110 (6,000)	— (—)	15,999 (2,999)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	17,403 (17,403)	17,403 (17,403)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	83,512 (26,402)	67,513 (23,403)	— (—)	15,999 (2,999)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2021年3月31日開催の第7回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。また、2023年3月30日開催の第9回定時株主総会において、当社の社外取締役を含めた取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の社外取締役を含めた取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の制度を導入することを決議いただきました。当制度による報酬は、上記の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）としています。上記金額はその譲渡制限付株式報酬を含んでおります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2021年3月31日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- ③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役岩田彰一郎氏は、株式会社フォース・マーケティングアンドマネジメントの代表取締役社長、エステー株式会社、Arithmer株式会社及び株式会社Hacobuの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役中島早香氏は、レンティオ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
 - ・監査役工藤克己氏は、株式会社AIR-Uの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役岡田淳氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のパートナー及びワンダープラネット株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 岩 田 彰 一 郎	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 中 島 早 香	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会14回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、常勤監査役としてまた、公認会計士としての専門的見地から、主にガバナンス及び財務・会計等の観点から適宜発言を行っております。
監査役 工 藤 克 己	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会14回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、経営に関する豊富な経験と知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役 岡 田 淳	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会14回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等に基づき適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あづさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,440千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,440千円

- (注) 1. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬1,130千円を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収への対応方針については、特に定めておりません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要な課題として位置付けています。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。そのため、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当については、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しています。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,246,326	流 動 負 債	2,408,521
現 金 及 び 預 金	6,799,232	買 掛 金	1,094,652
電 子 記 録 債 権	12,600	1年内返済予定の長期借入金	1,656
売 掛 金	2,235,019	未 払 金	613,242
契 約 資 産	1,219	未 払 法 人 税 等	75,450
商 品	789,745	契 約 負 債	55,771
仕 掛 品	11,506	賞 与 引 当 金	186,480
そ の 他	401,998	そ の 他	381,267
貸 倒 引 当 金	△ 4,995	固 定 負 債	46,399
固 定 資 産	777,163	長 期 借 入 金	892
有 形 固 定 資 産	487	繰 延 税 金 負 債	5,507
建 物	11,458	そ の 他	40,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,458	負 債 合 計	2,454,920
建 物 (純 額)	—	(純 資 産 の 部)	
工 具 、 器 具 及 び 備 品	33,516	株 主 資 本	8,525,050
減 価 償 却 累 計 額	△ 33,028	資 本 金	5,617,220
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純 額)	487	資 本 剰 余 金	8,102,602
投 資 そ の 他 の 資 産	776,675	利 益 剰 余 金	△ 5,194,555
投 資 有 価 証 券	567,842	自 己 株 式	△ 216
そ の 他	208,832	そ の 他 の 包括利益累計額	9,240
繰 延 資 産	598	そ の 他 有価証券評価差額金	12,478
創 立 費	598	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 3,238
資 产 合 计	11,024,087	新 株 予 約 権	12,720
		非 支 配 株 主 持 分	22,156
		純 資 産 合 计	8,569,167
		負 債 純 資 産 合 计	11,024,087

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目			金 額	
売上原価	高価益			15,049,858
売上総利	益費			7,713,559
販売費及び一般管理費	失益			7,336,299
営業損失				7,916,864
				580,565
受取外収	利息	息料	292	
受取手補	手数	金	4,865	
受取賃受	償託	料	2,596	
業務保険	差	益	1,479	
その他の		他	197	
			199	9,631
営業費用				
支払利息	利息	息失	238	
分法による投資損	投資損	損失	29,861	
為替差		損失	11,839	
投資事業組合運用	運用	損失	6,447	
その他の		他	4,270	52,658
経常損失				623,592
特別損失				
固定資産売却益		益	799	799
減損損失	損失	失損	54,317	
投資有価証券評価損	評価	損失	868,633	922,951
税金等調整前当期純損失	純損失			1,545,743
法人税、住民税及び事業税			14,585	14,585
当期純損失				1,560,328
非支配株主に帰属する当期純損失				7,843
親会社株主に帰属する当期純損失				1,552,485

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(单位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,075,107	流 動 負 債	2,386,149
現 金 及 び 預 金	6,656,289	買 掛 金	1,081,782
電 子 記 錄 債 権	12,600	1年内返済予定の長期借入金	1,656
売 掛 金	2,229,598	未 払 金	608,507
契 約 資 産	1,219	未 払 費 用	332,613
商 品	783,049	未 払 法 人 税	74,365
貯 藏 品	10,487	契 約 負 債	55,731
前 払 費 用	284,777	預 り 金	29,012
そ の 他	102,081	賞 与 当 金	186,480
貸 倒 引 当 金	△4,995	固 定 負 債	15,999
固 定 資 産	1,029,188	長 期 借 入 金	41,806
有 形 固 定 資 産	-	固 定 負 債	892
建 物	11,458	長 繰 延 税 金	914
減 価 償 却 累 計 額	△11,458	そ の 他 の 負 債	40,000
建 物 (純 額)	-		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	32,904		
減 価 償 却 累 計 額	△ 32,904		
工 具 、 器 具 及 び 備 品 (純 額)	-		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,029,188		
投 資 有 価 証 券	145,016		
関 係 会 社 株 式	520,870		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	156,180		
そ の 他	207,121		
資 产 合 计	11,104,296		
		(負 債 の 部)	
		流 動 負 債	
		買 掛 金	
		1年内返済予定の長期借入金	
		未 払 金	
		未 払 費 用	
		未 払 法 人 税	
		契 約 負 債	
		預 り 金	
		賞 与 当 金	
		固 定 負 債	
		長 期 借 入 金	
		固 定 負 債	
		長 繰 延 税 金	
		そ の 他 の 負 債	
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	
		資 本 本 金	
		資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	
		オープンイノベーション	
		促 進 税 制 積 立 金	
		繰 越 利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		新 株 予 約 権	
		純 資 産 合 計	
		負 債 純 資 産 合 計	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金	額
売 売	上 上 原	高 価	15,024,401
売 売	上 総 利	益 益	7,703,575
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	業 業 損 失	失 益	7,320,825
營 営 業	外 収 益	益	7,856,886
營 営 業	受 取 利 息	息 料	536,061
受 受 取 手 数	料 金	3,018	
受 受 取 補 償	料 金	4,860	
受 受 業 務 受 託	料 金	2,596	
保 そ 保 険 の 差	益 他	18,256	
業 営 業 外 費 用	益 他	197	
支 支 払 利 息	損 他	199	29,129
為 替 差 損			
投 資 事 業 組 合 運 用	損 費	238	
株 式 交 付	他	13,916	
そ の の の		6,447	
経 特 別 常 別 利 損 失	損 他	377	20,985
特 別 固 定 資 産 売 却 益		5	
特 別 別 損 失			527,917
減 損 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損		799	799
税 引 前 当 期 純 損 失			
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		54,317	
当 期 純 損 失		867,347	921,665
			1,448,782
		13,500	13,500
			1,462,283

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

セーフィー株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中山 博樹

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

井上 優哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーフィー株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーフィー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月20日

セーフィー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

中山 博樹

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

井上 優哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーフィー株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

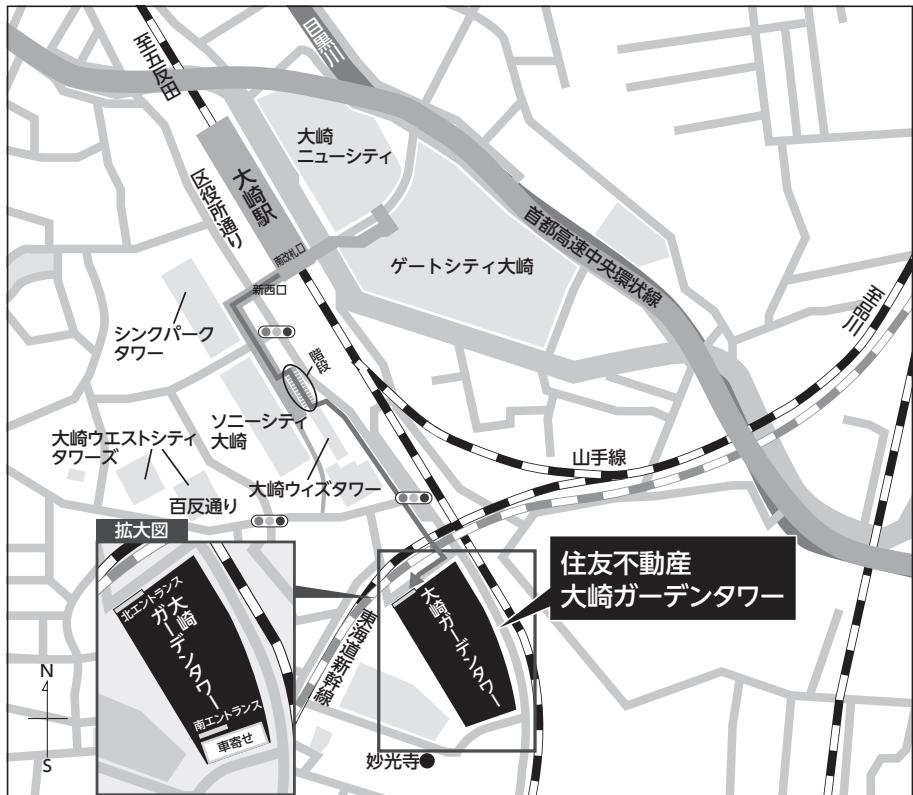
2025年2月20日

セーフィー株式会社 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 中 島 早 香 ㊞
監査役（社外監査役） 工 藤 克 己 ㊞
監査役（社外監査役） 岡 田 淳 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー17階
当社セミナールーム
TEL 03-6372-1276



交通 JR他各線 大崎駅 南改札口 徒歩10分